



「津田南小学校の皆さんが安心して学校生活を送るために」

令和4年度 個人懇談会（12月） 配付資料

- (1) 軽微な「いじめ」も見逃さない学校を目指しています。（学期に1回「いじめ」アンケートを実施＝早期発見へ）
- (2) 「いじめ」は法律で定められている事を伝えています。

【いじめ防止対策推進法】

◎ （定義）第2条：いじめとは、児童等に対して（中略）他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって（中略）心身の苦痛を感じているものをいう。

◎ （いじめの禁止）第4条：児童等はいじめを行ってはならない。

- (3) どのような行為が「いじめ」につながるのかを伝えています。（相手が嫌だと感じる事など）
- (4) 子ども達が安心できる「授業づくり」「学級づくり」「集団づくり」を目指しています。
- (5) 「いじめ」が隆起したら、迅速に「校内いじめ対策委員会」で話し合い、保護者との連携のもと対応しています。
- (6) 校内体制：心の教室相談員（毎週火曜日）/登校支援員（2人）配置/SSW（スクールソーシャルワーカー）週2回/SSWS（スクールソーシャルワーカーサポーター）週3回



学校生活・友達関係・家庭での問題等、学校までご相談ください！

家庭での「いじめの」サイン①

（いじめられている子どものサイン）

- ◎登校を渋ったり、「ただいま」の声に元気がない。
- ◎衣服に汚れや破れ、すり傷などが見られる。
- ◎持ち物がなくなったり、買っていないものを持っている。
- ◎学校の事を話したがない。
- ◎不満を口にすることが多くなる。 など

（いじめている子どものサイン）

- ◎言葉づかいが荒くなり、友達に対して命令口調になる。
- ◎反抗的な態度が増えている。
- ◎与えた以上のお金を持っている。
- ◎買い与えていな物を持っている。 など

いじめ根絶といのちの大切さを訴える5ヶ条②

- 一、いじめに気が付いたら「素早く対応」しよう。
- 一、子ども達が発する「シグナル」に注意しよう。
- 一、子ども達に「いのち」の大切さを伝えよう。
- 一、子ども達に「いじめはしてはいけない事」だと伝えよう。
- 一、私たちは「子育ての第一責任者である」事を認識しよう。



参考資料①②

日本PTA全国協議会
「いじめ対策に関する
保護者向けハンドブック」

【お 願 い】

学校内では対応が難しい場合があります。
ご協力をお願いします！

- ◎家庭での携帯電話（SNS）の使い方・ゲームや動画視聴のルールなど（ライン・オンラインゲーム上のトラブル）
- ◎学校外での遊び方（校区外や公園でのトラブルなど）

○枚方市子ども育ち見守りセンター「となとな」
【050-7102-3221】
○枚方市「子どもの笑顔を守るコール」いじめ専用
ホットライン
【072-809-7867】
必ず力になります。



